

# 新座市新型インフルエンザ等対策行動計画

新 座 市

平成 2 6 年 1 1 月

# 目 次

## 第 1 はじめに

- 1 背景 . . . . . 1
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成 . . . . . 2

## 第 2 対策の基本方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的 . . . . . 4
- 2 対策実施上の留意点 . . . . . 5
- 3 発生時の被害想定等 . . . . . 6
- 4 役割分担 . . . . . 7
- 5 発生段階 . . . . . 10
- 6 行動計画の主要 6 項目 . . . . . 11
- 7 緊急事態宣言時の措置 . . . . . 23

## 第 3 発生段階別の対応

- 1 未発生期 . . . . . 26
- 2 海外発生期 . . . . . 32
- 3 市内未発生期 . . . . . 37
- 4 市内発生早期 . . . . . 44
- 5 市内感染拡大期 . . . . . 50
- 6 小康期 . . . . . 58

## 参考資料

- 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 . . . . . 62
- 用語解説 . . . . . 64
- 新型インフルエンザ等の基礎知識 . . . . . 68

# 第1 はじめに

## 1 背景

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで10年から40年に1回程度、型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人が免疫を持っていないために世界的な大流行(パンデミック<sup>\*12</sup>)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

厚生労働省は、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実にを行うため、「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」(平成17年5月)に準じて、同年11月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各省庁や自治体を実施する具体的な対応策を定めた。これを受けて、埼玉県では、同年11月に他の都道府県に先駆けて「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定している。

その後、平成20年5月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び検疫法(昭和26年法律第201号)が改正され、また、平成21年2月には、その後の科学的知見を踏まえて国の行動計画が抜本的に見直された。

こうした中、同年4月に新型インフルエンザ<sup>\*5</sup>(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的な大流行(パンデミック)となった。

我が国においても、同年5月に国内で初の感染者が確認され、1年余で約2千万人がり患したと推計された。しかし、この新型インフルエンザ(A/H1N1)の特徴は季節性インフルエンザと類似する点が多く、国ではその対応に当たり、行動計画等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととして、基本的対処方針やその運用指針等が示された。

こうした背景を踏まえて、市では同年10月に新型インフルエンザの発生段階に応じた市の対策を列記し、流行前の準備対策や流行後に具体的な対策を採れるような内容を盛り込んだ「新座市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

## 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

平成25年4月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

この特措法は、病原性<sup>\*14</sup>が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様な危険性があり、社会的影響が大きい新感染症<sup>\*6</sup>が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と併せて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### (2) 行動計画の作成

国では、特措法第6条に基づき平成25年6月7日に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成し、埼玉県は、特措法第7条の規定により、政府行動計画に基づき、平成26年1月に「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

市は、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき、「新座市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成する。

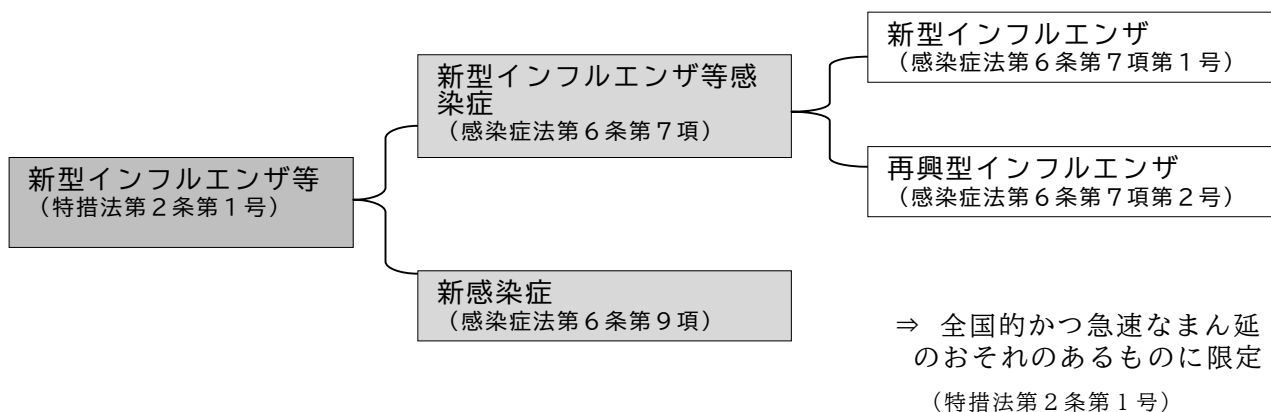
市行動計画は、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定めるものである。

### (3) 行動計画の対象

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



なお、鳥インフルエンザ\*10（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案とし、市行動計画の参考として国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（p 6 1～6 2）で示す。

#### (4) 行動計画の見直し及び検証等

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画及び県行動計画が見直された場合などは、必要に応じて適時適切に市行動計画の変更を行う。

## 第2 対策の基本方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的

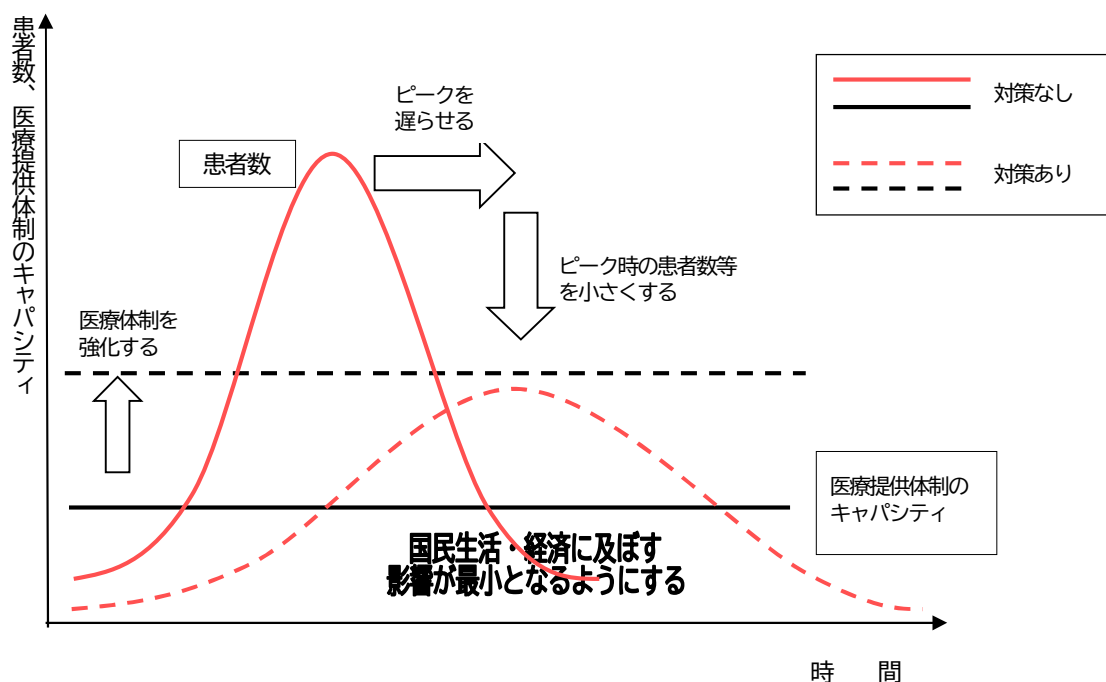
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国やそして本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

<対策の効果の概念図>（政府行動計画抜粋）



## 2 対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した際に対策を実施する場合においては、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、以下の対策の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づき行うこととし、その制限は必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- ・ 医療関係者への医療等の実施の要請・指示（特措法第31条）
- ・ 不要不急の外出の自粛要請（特措法第45条）
- ・ 学校、興行場等の使用等制限等の要請・指示（特措法第45条）
- ・ 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）
- ・ 緊急物資の運送・収用（特措法第54条）
- ・ 特定物資の売渡しの要請・指示（特措法第55条）

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬<sup>\*2</sup>等の対策が有効であるなどにより、緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得るため、どのような場合でも、これらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

新座市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長、県対策本部長及び政府本部長は、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

#### (4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### 3 発生時の被害想定等

#### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの感染力等）や宿主側の要因（人の免疫状態等）、社会環境などに左右されるものである。また、ウイルスの病原性の高さや発生 の時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、り患率<sup>\*16</sup>については、全人口の25%（第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づく）が新型インフルエンザにり患するとし、致命率<sup>\*9</sup>については、アジアインフルエンザ等並みの中程度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国の被害想定を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると下表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

	新座市		埼玉県		全国	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
医療機関を受診する患者数	約1万6千人～約3万人		約75万人～約140万人		約1,300万人～約2,500万人	
入院患者数の上限	約600人	約2,400人	約3万人	約11万人	約53万人	約200万人
死亡者数の上限	約200人	約800人	約9,500人	約36,000人	約17万人	約64万人

※ 新座市の数値は令和5年3月1日現在年齢別人口（165,444人）より試算。米国疾病管理予防センターにより示された推計モデルを用いて推計した。県・全国の数値は県及び政府行動計画から引用。

※ 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮していない。

※ この推計は、必要に応じて適宜見直すことがある。



## (2) 社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

ア 国民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（感染力が消失して）職場に復帰する。

イ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 4 役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示す。

(1) 国
<p>地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進</li> </ul> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進</li> <li>医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施</li> </ul>
(2) 県
<p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。</p>

新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

【新型インフルエンザ等発生時】

- ・ 県対策本部等を設置
- ・ 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携
- ・ 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供
- ・ 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進

(3) 市

住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた判断を行い、国、県等と連携して対策を実施する。また、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活を支援する。

【新型インフルエンザ等発生時】

- ・ 要支援者への支援等に関し主体的に対策を実施
- ・ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携

(4) 医療機関

【新型インフルエンザ等発生前】

- ・ 新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策
- ・ 必要となる医療資器材の確保
- ・ 診療継続計画の策定
- ・ 地域における医療連携体制の整備

【新型インフルエンザ等患者発生時】

- ・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携
- ・ 発生状況に応じて医療を提供

(5) 指定（地方）公共機関

医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ、又は知事が指定する者

【新型インフルエンザ等発生前】

- ・ 特措法に基づき業務計画を作成

【新型インフルエンザ等発生時】

- ・ 新型インフルエンザ等対策を実施
- ・ 国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施

**(6) 登録事業者**

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者

**【新型インフルエンザ等発生時】**

- ・ 国の指示により臨時に予防接種を実施
- ・ 事業活動の継続
- ・ 発生前から、職場における感染対策の実施
- ・ 重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施

**(7) 一般の事業者**

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

**【新型インフルエンザ等発生時】**

- ・ 感染防止の観点から、一部の事業を縮小
- ・ 多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底

**(8) 市民**

日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

**【新型インフルエンザ等発生時】**

- ・ 発生の状況や予防接種などの実施されている対策等についての情報を入手
- ・ 外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

## 5 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類した。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要がある。本市では、国・県の分類に基づき、6つの発生段階を次のとおり定め、その移行については、必要に応じて県と協議の上で、市対策本部が判断する。

市は、行動計画等で示された対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらに、緊急事態宣言<sup>\*1</sup>がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

### <本市行動計画における発生段階>

国における発生段階	県における発生段階	市行動計画の発生段階	状 態
未発生期	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生期	市内未発生期	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内での発生がない状態
	県内発生早期	市内発生早期	市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染拡大期	市内感染拡大期	市内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
小康期	小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※ これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。

## 6 行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するため、その目標と活動を「(1)実施体制」、「(2)情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止」、「(5)医療」、「(6)市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案する。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、留意点等については以下のとおりである。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全市的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市は市の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、新型インフルエンザ等が発生した場合は、危機管理室やいきいき健康部を中心に関係部局の連携を確保しながら、全部局一丸となった取組を行うとともに、市は、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

海外発生期以降においては、幹部連絡会議にて情報の共有を、市内未発生期以降においては、「新座市新型インフルエンザ等対策庁内調整会議」を開催し、情報の収集、危機対応策の検討・決定、関係部局間等の連携確保等を行う。なお、未発生期においても、必要に応じて開催するものとする。

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がされたときは、特措法及び新座市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年新座市条例第25号）に基づき、市対策本部を設置し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

県の組織体制	新座市の組織体制
<b>1 県庁の組織</b> (1) 埼玉県新型インフルエンザ等対策本部 埼玉県新型インフルエンザ等	<b>1 新座市新型インフルエンザ等対策本部</b> 新座市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を本部長と

県の組織体制	新座市の組織体制
<p>対策本部条例に基づき、知事を本部長として設置し、総合的な対策を実施する。</p> <p>(2) <b>埼玉県新型インフルエンザ等対策推進会議</b></p> <p>平常時から新型インフルエンザ等への対策を推進する。</p> <p><b>2 地域機関の組織</b></p> <p>(1) 保健所</p> <p>(2) 衛生研究所</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>(1) 埼玉県新型インフルエンザ等専門家会議</p> <p>(2) 地域別対策会議</p>	<p>して設置し、総合的な対策を実施する。</p> <p><b>2 新座市新型インフルエンザ等対策庁内調整会議</b></p> <p>市内未発生期（国内発生早期）以降において、市長を議長として開催し、新型インフルエンザ等に係る対応策の決定、危機情報の収集、危機対応策の検討等を行う。</p> <p>なお、未発生期においても必要に応じて開催する。</p> <p><b>3 幹部連絡会議</b></p> <p>海外発生期以降において、危機情報の全庁的な情報共有を図り、実施体制の確認を行う。</p>

(ア) **新座市新型インフルエンザ等対策本部**

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされたときは、特措法第34条及び新座市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を本部長として設置し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

**構成員**

本部長 市長

副本部長 副市長、教育長

委員 総合政策部長、総務部長、財政部長、市民生活部長、総合福祉部長、こども未来部長、いきいき健康部長、まちづくり未来部長、インフラ整備部長、教育総務部長、学校教育部長、危機管理監、会計管理者、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、新座消防署長

※ 本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を会議に出席させることができる。

（特措法第35条第4項）

**事務局**

危機管理室、いきいき健康部保健センター

**所掌事務**

- a 新型インフルエンザ等発生の情報把握に関すること。
- b 市民及び市内の施設等に対する情報提供に関すること。
- c 市の業務維持に関すること。
- d 市民のライフライン等の維持に関すること。
- e その他新型インフルエンザ等危機管理対策に関し必要な事項

**(イ) 新座市新型インフルエンザ等対策庁内調整会議**

市内未発生期（国内発生早期）以降において、市長を議長として開催し、新型インフルエンザ等発生に係る対応策を決定する。

**構成員**

議長 市長

副議長 副市長 教育長

委員 総合政策部長、総務部長、財政部長、市民生活部長、総合福祉部長、こども未来部長、いきいき健康部長、まちづくり未来部長、インフラ整備部長、教育総務部長、学校教育部長、危機管理監、会計管理者、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員会事務局長

**事務局** いきいき健康部保健センター、危機管理室

**所掌事務**

- a 緊急措置等の対応に関すること
- b 情報収集及び情報提供に関すること
- c 関係機関及び庁内連絡体制に関すること
- d 前3号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の感染症に係る対応策に関し必要なこと

**(ウ) 幹部連絡会議**

海外発生期以降において、発生動向を把握して全庁的な情報の共有を図り、実施体制の確認を行う。

**(エ) 各部の主な役割**

新型インフルエンザ等が発生し、新座市新型インフルエンザ等対策本部設置後、各部は、以下の役割分担に基づき発生段階別に応じた対策を講じる。

各 部	役 割
総合政策部	1 広報等の情報提供に関する事。           2 報道機関対応に関する事。           3 危機管理室の支援に関する事。
総 務 部	1 応援職員の調整に関する事。           2 職員の感染予防、サービス及びり患状況に関する事。           3 所管の地域団体、関係団体等の連絡調整に関する事。           4 危機管理室の支援に関する事。
財政部	1 緊急的対応の財務に関する事。           2 車両の調達に関する事。           3 緊急の新型インフルエンザ等対策物品の契約に関する事。           4 来庁者の感染予防に関する事。           5 危機管理室の支援に関する事。
市民生活部	1 戸籍などの届出窓口の確保に関する事。           2 火葬・埋葬に関する事。           3 ごみの排出抑制・収集に関する事。           4 市内事業所への情報提供に関する事。           5 生活関連物資等の安定供給に関する事。           6 医薬品、食料品等の流通に関する事。           7 所管の地域団体、関係団体等の連絡調整に関する事。           8 危機管理室の支援に関する事。
総合福祉部	1 食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送に関する事。           2 要支援者の把握及び支援に関する事。           3 行旅死亡人の遺体の収容及び搬送に関する事。           4 ボランティアセンターの設置に関する事。           5 ホームレスに関する事。           6 福祉施設の感染予防及び福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事。           7 所管の地域団体、関係団体等の連絡調整に関する事。



各 部	役 割
こども未来部	1 保育園等の福祉施設の感染予防及び福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事 2 幼稚園の感染予防及び感染状況の把握に関する事 3 所管の地域団体、関係団体等の連絡調整に関する事
いきいき健康部	1 新座市新型インフルエンザ等対策本部の運営に関する事 2 各部との連絡調整に関する事 3 関係機関との連絡に関する事 4 相談体制の調整に関する事 5 新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関する事 6 埼玉県、朝霞保健所及び朝霞地区医師会との連携及び連絡調整に関する事 7 医療機関との連絡調整に関する事 8 感染予防等の広報に関する事 9 県への報告、調査等に関する事 10 老人福祉センター、介護保険施設等の感染予防及び利用者の感染状況の把握に関する事 11 要支援者の把握及び支援に関する事 12 要支援者利用施設への情報伝達に関する事 13 所管の地域団体、関係団体等の連絡調整に関する事
まちづくり未来部	危機管理室の支援に関する事。
インフラ整備部	1 水道・下水道事業の維持確保に関する事。 2 危機管理室の支援に関する事。
教育総務部	1 教育施設、文化施設、スポーツ施設等における感染予防に関する事。 2 所管の地域団体、関係団体等の連絡調整に関する事。

各 部	役 割
学校教育部	小・中学校、高等学校、大学等の感染予防及び感染状況の把握に関すること。
危機管理室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新座市新型インフルエンザ等対策本部の設置及び運営に関すること。</li> <li>2 国、県その他の関係機関との協議、交渉要請等の総括に関すること。</li> <li>3 各部との連絡調整及び総括に関すること。</li> <li>4 ライフライン情報の収集に関すること。</li> <li>5 住民からの問合せの対応及び要望の取りまとめに関すること。</li> <li>6 相談体制の調整及び総括に関すること。</li> <li>7 備蓄物資の搬送及び配布に関すること。</li> <li>8 市民の社会活動の自粛等に関すること。</li> <li>9 所管の地域団体、関係団体等の連絡調整に関すること。</li> <li>10 前各項に掲げるもののほか、他の部に属さないこと。</li> </ol>
出 納 室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策に必要な現金の出納に関すること。</li> <li>2 危機管理室の支援に関すること。</li> </ol>
議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会との連絡調整に関すること。</li> <li>2 危機管理室の支援に関すること。</li> </ol>
選挙管理委員会事務局	危機管理室の支援に関すること。
監査委員事務局	危機管理室の支援に関すること。
農業委員会事務局	危機管理室の支援に関すること。

## (2) 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、国や県が実施するサーベイランス\*4により、いずれの段階においても新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国内外から収集し、効果的な対策に結び付けることが重要である。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策は、共通の理解の下に、対策の全ての段階、分野において、市、国、県、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

#### イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。このため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、テレビ、新聞等のマスメディアやインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### ウ 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供により、新型インフルエンザ等対策に関し理解を深めてもらい、発生時の市民等の適切な行動につなげる。

また、季節性インフルエンザに対しても、個人レベルで実施すべき感染対策について普及を図る。

特に、児童、生徒等に対しては、学校での集団感染などにより地域における感染拡大の起点となりやすいことから、こども未来部やいきいき健康部、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

#### エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

##### (ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を患者等の人権にも配慮しながら明確にする。

提供する情報の内容は、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

#### (イ) 相談窓口の設置

市は、新型インフルエンザ等発生時、市民からの一般的な相談に応じるための相談窓口<sup>\*8</sup>等を設置し、国が配布するQ & A等を参考に適切な情報提供を行う。

#### (ウ) 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、市ホームページ、ソーシャルネットワークサービス、新聞等を活用し、情報提供を図る。

### オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように、市対策本部又は発生段階に応じて設置された会議で調整を行う。

## (4) 予防・まん延防止

### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

予防・まん延防止は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。

ただし、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行う。

## イ 主な予防・まん延防止

### (ア) 個人における対策

季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する正しい知識について周知を図り、感染症に対する意識啓発を行う。

また、海外発生期から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知を図る。

### (イ) 地域対策・職場対策

未発生期から、地域・職場における感染対策について周知を図り、感染症に対する意識啓発を行う。

また、市内発生早期から、学校における臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や職場における時差出勤の実施など、感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合には、その対策を実施する。

### (ウ) その他

海外発生期には、その状況に応じた感染症危険情報の提供を行う。

感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図る。

## ウ 予防接種

### (ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン<sup>\*15</sup>とパンデミックワクチン<sup>\*13</sup>の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開

発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

#### (イ) 特定接種

##### a 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

##### b 特定接種の対象となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

(a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

(b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

接種順位等……国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会）の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定する。

##### c 接種体制

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、原則として集団的接種により接種を実施することから、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

#### (ウ) 住民接種

##### a 臨時接種

特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの住民に接種するため、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）

による予防接種を行うこととなる。

この場合、市は、原則として集団的接種を行うこととし、全住民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

#### b 新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、住民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療を始め、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととする。

この場合においても、全住民が接種することができる体制の構築を図る。

#### c 接種順位

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

特定接種以外の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

(a)	医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（基礎疾患を有する者及び妊婦）
(b)	小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。
(c)	成人・若年者	—
(d)	高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。

#### d 住民接種の接種体制

住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

#### (エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種

全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し、決定される。

## (5) 医療

### ア 医療の目的

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素であり、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

### イ 発生時における医療体制の維持・確保

#### (ア) 発生早期の医療体制

発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である。病原性が低いことが判明しない限り、患者は、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院する。

##### a 新型インフルエンザ等専用外来<sup>\*7</sup>（帰国者・接触者外来）

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者<sup>\*11</sup>の診療のために、市内感染拡大期に移行するまでは、県内の専用外来への受診について、帰国者・接触者相談センターを案内する。

医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具<sup>\*3</sup>の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

##### b 帰国者・接触者相談センター

発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受けた場合は、県が設置する帰国者・接触者相談センターを案内する。新型インフルエンザ等により患している危険性が高い者を専用外来に集約することで、まん延をできる限り防止する。



**(4) 医療機関等との連携**

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県・他市町村との連携だけではなく、県医師会・朝霞地区医師会等関係機関のネットワークを活用することが重要である。

**(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、本市は、国や県等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

**7 緊急事態宣言時の措置**

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招く恐れがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態宣言を行う。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者の発生が見込まれる場合において、都道府県の区域を基に指定されることとなる。

市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき、市対策本部を直ちに設置し、国の基本的対処方針及び市行動計画に基づいて、全市一体となった対策を推進するとともに、以下の対策を行う。

- (1) 市が新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体における代行、応援等の措置の活用を行う。
- (2) 市対策本部は、県対策本部、政府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。
- (3) 県が基本的対処方針に基づき実施する以下の措置を受け、市は、それを実施する。

- ア 新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を柔軟に行う。
- イ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ウ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請や指示を行う。
- エ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保健所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- (4) 市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
- (5) 県が必要があると認めるときは、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市が行うこととする。
- (6) 水道事業者である市は、行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。
- (7) 市は、県とともに、市民生活及び市民経済の安定のため、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- (8) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- (9) 市は、県の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要支援者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- (10) 市は、県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- (11) 市は、県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- (12) 市は、国、県及び指定地方公共機関等と連携し、国内の状況等を踏まえ、

対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

### 第3 発生段階別の対応

#### 1 未発生期

- ・ 国内外において新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

【目的】

発生に備えて体制の整備を行う。

県の主な対応【未発生期(国内・海外未発生)】	新座市の主な対応
<p>(1) 実施体制</p> <p>① 特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。</p> <p>② 取組体制を整備・強化するため、発生時に備えた各部局の運営マニュアル等の策定のフォローアップを進める。</p> <p>③ 国、市町村、指定地方公共機関と連携し、発生に備え、情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。</p> <p>④ 市町村行動計画、指定地方公共機関における業務計画の作成、医療従事者の養成等を支援する。</p> <p>⑤ 自衛隊、警察、消防機関等と連携を進める。</p>	<p>(1) 実施体制</p> <p>① 特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を策定し、必要に応じて見直していく。</p> <p>② 海外発生期において、幹部連絡会議で情報の共有を図る。</p> <p>③ 市内未発生期において、新座市新型インフルエンザ等対策庁内調整会議を開催する。</p> <p>④ 埼玉県、朝霞保健所及び他市町村との連絡体制の確保を図る。</p> <p>⑤ 朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会及び朝霞地区薬剤師会との連絡体制の確保を図る。</p> <p>⑥ 関係機関及び関係部局と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認や訓練を実施する。</p> <p>(2) 情報収集</p> <p>① 新型インフルエンザ等に関する国内外の情報収集を行う。</p>

県の主な対応【未発生期(国内・海外未発生)】	新座市の主な対応
<p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型インフルエンザ等に関する国内外の情報収集を行う。</li> <li>② 季節性インフルエンザについて、患者発生の動向を調査し、県内の流行状況について把握する。</li> <li>③ インフルエンザについて、ウイルス株の性状を調査し、流行状況を把握する。</li> <li>④ インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。</li> <li>⑤ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</li> <li>⑥ 新型インフルエンザの出現の監視に活用するための国立感染症研究所における分析評価に協力する。</li> </ul> <p>(3) 情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型インフルエンザ等の基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</li> <li>② 季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等）の普及を図る。</li> <li>③ 情報提供の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては、決定しておく。</li> <li>④ 情報を集約して、分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。</li> <li>⑤ 情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。</li> <li>⑥ 対策の現場となる市町村や関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 朝霞地区4市での連携を図り、広域的な取組を行う。</li> <li>③ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</li> </ul> <p>(3) 情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報提供に利用可能な媒体・機関について整理し、広報のあり方を検討する。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《利用可能な媒体・機関例》</p> <p>広報にいざ、市ホームページ、フェイスブック、ツイッター、学校だより、保育園・幼稚園等のお知らせ、朝霞地区医師会、各報道機関等</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等）の普及を図る。</li> <li>③ 提供する情報の内容について統一を図り、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。</li> <li>④ 市内の障がい者や外国人等に配慮した情報提供を行う。</li> </ul>

県の主な対応【未発生期(国内・海外未発生)】	新座市の主な対応
<p>機関等と緊急に情報を提供できる体制を構築する。</p> <p>⑦ 発生時に県民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>① 基本的な感染対策の普及や理解促進を図る。</p> <p>② 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。</p> <p>③ 職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、周知を図るための準備を行う。</p> <p>④ 県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制の構築に努める。</p> <p>⑤ 事業者に対して、国が行う登録作業に係る周知及び登録する事務に協力する。</p> <p>⑥ 国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、事業者に対し、登録申請について情報提供を行</p>	<p>⑤ 発生前から情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県の発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。</p> <p>⑥ 発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。</p> <p>⑦ 学校や福祉施設など、集団感染が起こりやすい施設に対し、感染症や公衆衛生について情報提供を行う。</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>① 季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する正しい知識を身に付け、市民に対しても周知を図る。</p> <p>② 個人対策のほか、職場における感染対策について周知を図る。</p> <p>③ 国の要請に基づき、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。</p> <p>④ 特措法第28条第4項の規定に基づき、国から特定接種に係る労務又は施設の確保その他の協力を求められた場合は協力する。</p> <p>⑤ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第1項又は同条第3項に基づき、市民に対し速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。</p> <p>⑥ 朝霞地区医師会及び朝霞保健所管内市町等と連携し、広域的な接</p>

県の主な対応【未発生期(国内・海外未発生)】	新座市の主な対応
<p>う。また、必要に応じ、事業者の意向を確認し、リストを厚生労働大臣に報告する。</p> <p>⑦ 業種を担当する府省庁に協力し、事業者の登録内容について確認を行い、厚生労働省に連絡をする。</p> <p>⑧ 国の要請を受け、登録事業者が集団的接種を原則として、速やかに特定接種を実施できるよう、接種体制の構築を支援する。</p> <p>⑨ 市町村の円滑な住民接種の実施のために、技術的な支援を行う。</p> <p>(5) 医療</p> <p>① 地域別対策会議を開催し、地域の実情に応じた医療体制の整備について検討する。</p> <p>② 専門外来を行う医療機関、感染症指定医療機関等について、設置の準備や入院患者の受入準備を進めるよう要請する。</p> <p>③ 一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進める。</p> <p>④ 医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。</p> <p>⑤ 感染症指定医療機関等、公的医療機関等において優先的に入院患者を受け入れる体制の整備に努める。</p> <p>⑥ 医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を試算する。</p> <p>⑦ 患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。</p> <p>⑧ 地域の医療機能維持の観点から、必要に応じて新型インフルエ</p>	<p>種が可能となるよう努める。</p> <p>⑦ 市民に対し、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。</p>

県の主な対応【未発生期(国内・海外未発生)】	新座市の主な対応
<p>ンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。</p> <p>⑨ 県内感染拡大期の医療提供について、県医師会及び公的病院協議会に対して協力を要請する。</p> <p>⑩ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。</p> <p>⑪ 救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に対して要請するとともに、必要に応じて支援を行う。</p> <p>⑫ 国が作成する新型インフルエンザ等の診断、治療方針、院内感染対策、移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。</p> <p>⑬ 医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。</p> <p>⑭ 医療資器材の備蓄・整備を進める。</p> <p>⑮ 衛生研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR<sup>*17</sup>検査体制を整備する。</p> <p>⑯ 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、迅速に提供するための体制を整備する。</p> <p>⑰ 抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。</p> <p>⑱ 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、円滑に供給される体制を構築するとともに、適正流通を指導する。</p> <p>(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保</p> <p>① 指定地方公共機関に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況</p>	<p>(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>① 市として必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画(新型インフルエンザ編)を策定する。</p> <p>② まん延時における高齢者、障がい者等の要支援者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問</p>



県の主な対応【未発生期(国内・海外未発生)】	新座市の主な対応
<p>を確認する。</p> <p>② 製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送等の事業継続のため、体制の整備を要請する。</p> <p>③ 市町村に対し、まん延時における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともに、その具体的手続を決めておくよう要請する。</p> <p>④ 市町村等と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。</p> <p>⑤ 市町村及び指定地方公共機関とともに、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。</p>	<p>診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要支援者の把握とともにその具体的手続を決めておく。</p> <p>③ 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行う。また、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。</p> <p>④ 必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備の整備等を行う。この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は兼ねることができるものとする。</p> <p>⑤ 広報(ホームページ、広報「にいぎ」等)を通じ、新型インフルエンザ等の正しい知識の普及・啓発を行う。</p> <p>⑥ 新型インフルエンザ等の発生時に備えた事前の食料、生活必需品等の備蓄の推奨を広報等を通じて啓発する。</p>

## 2 海外発生期

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

### 【目的】

国内発生に備えて体制の整備を行う。

新型インフルエンザ等の国内侵入の状況を注視し、市内発生の遅延と早期発見に努める。

県の主な対応【海外発生期】	新座市の主な対応
<p>(1) 実施体制</p> <p>① 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、政府が初動対処方針について協議・決定した場合には、必要に応じて対策推進会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の県の対応方針等について協議する。</p> <p>② 厚生労働大臣が新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表し、政府対策本部が設置された場合は、県対策本部を直ちに設置し、速やかに県対策本部会議を開催する。</p> <p>③ 県対策本部の設置後、必要に応じて対策推進会議を開催し、情報収集及び対応方針の確認を行う。</p> <p>④ 必要に応じて専門家会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における課題を検討する。</p> <p>⑤ 必要に応じて地域別対策会議を開催し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。</p> <p>⑥ 県の職員の配備体制は、必要な業務を行うため最小限の人員を配備する警戒体制とし、情報の収集及び県内発生や緊急事態措置に備えた必要な対策等を実施する。</p>	<p>(1) 実施体制</p> <p>海外において新型インフルエンザ等が発生した場合は、幹部連絡会議において情報の共有を図り、発生動向の把握を行う。必要に応じて、国の基本的対処方針及び県の対策に基づき、新座市新型インフルエンザ等対策庁内調整会議を開催し、情報収集及び対応方針の確認を行うとともに、今後の市の対応策等について協議する。</p>

県の主な対応【海外発生期】	新座市の主な対応
<p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。</li> <li>② 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。</li> <li>③ 学校等におけるインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</li> <li>④ 新型インフルエンザ等の出現の監視に活用するための国立感染症研究所における分析評価に協力する。</li> <li>⑤ 衛生研究所において、PCR検査を実施するための体制を速やかに整備する。</li> </ul> <p>(3) 情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 必要に応じ、知事コメント等により県民に対する注意喚起・情報提供を行う。</li> <li>② 海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、詳細に分かりやすく、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。</li> <li>③ 定例的な記者会見を開くなど情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。</li> <li>④ インターネット等を活用した情報共有を行う問合せ窓口を設置する。</li> <li>⑤ 県民からの一般的な問合せに対応できる体制を早急に整え、相談窓口を設置し、国が配布するQ &amp; A等を参考に、適切な情報提供を行う。</li> <li>⑥ 県民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、次の情報提供に反映する。</li> </ul>	<p>(2) 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県等を通じて必要な情報を収集する。</li> <li>② 朝霞地区4市での連携を図り、広域的な取組を行う。</li> <li>③ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</li> </ul> <p>(3) 情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民に対し、新型インフルエンザ等の発生状況及び対応状況等を適宜情報提供し、注意喚起を行う。</li> <li>② 国及び県が発信する情報入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。</li> <li>③ 新型インフルエンザ等の一般的な問合せに対応できる相談窓口を設置し、国が配布するQ &amp; Aを参考に、適切な情報提供を行う。</li> </ul>

県の主な対応【海外発生期】	新座市の主な対応
<p>(4) 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応の準備を進める。</li> <li>② 海外渡航者に対して、国が発出する感染症危険情報や渡航延期の勧告等について周知する。</li> <li>③ 国が行う水際対策について情報提供する。</li> <li>④ 国・検疫所と連携を強化し、発生病、感染地域からの入国者に対する健康監視等を行う。</li> <li>⑤ ワクチンが県内で円滑に流通できる体制の構築に努める。</li> <li>⑥ 国が基本的対処方針において決定した特定接種の具体的運用について、情報提供を行う。</li> <li>⑦ 国と連携し、職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。</li> <li>⑧ ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。</li> </ul> <p>・ 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国が定めた症例定義を周知し、患者又は疑い患者と判断した場合には、直ちに保健所へ届出を行うとともに、検体を採取するよう要請する。</li> <li>② 感染症指定医療機関等に対し、外来・入院医療体制の確保について要請するとともに、必要な場合には、各医療機関において受入れ可能な外来・入院患者数等を把握する。</li> <li>③ 発生病からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患す</li> </ul>	<p>(4) 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。</li> <li>② 国の決定に基づき、職員に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。</li> <li>③ 特定接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の案内など、接種に必要な情報を提供する。</li> <li>④ 国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種及び予防接種法第6条第1項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。</li> <li>⑤ 国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本に、具体的な接種体制の構築の準備を進める。</li> </ul>

県の主な対応【海外発生期】	新座市の主な対応
<p>る危険性が、それ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、あらかじめ協力を依頼した医療機関に対し、専用外来を設置するよう要請する。</p> <p>④ 専用外来を有しない医療機関を患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。</p> <p>⑤ 医療機関に対し、患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。</p> <p>⑥ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、衛生研究所で亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。</p> <p>⑦ 帰国者・接触者相談センターを設置し、症状等を有する者は、専用外来を受診するよう周知する。</p> <p>⑧ 専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出しする。</p> <p>⑨ 病原体の情報に基づき、衛生研究所においてPCR等の検査体制を確立し、新型インフルエンザ等が疑われる患者から採取した検体の亜型の検査を行う。</p> <p>⑩ 国から得た診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。</p> <p>⑪ 県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬や個人防護具の備蓄量を把握する。</p> <p>⑫ 患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。</p> <p>⑬ 抗インフルエンザウイルス薬や迅速キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対し、適正流通を指導する。</p>	

県の主な対応【海外発生期】	新座市の主な対応
<p>(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保</p> <p>① 県内の事業者に対し、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。</p> <p>② 登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備を行うよう要請する。</p> <p>③ 指定地方公共機関等は、業務計画を踏まえ、事業継続に向けた準備を行う。登録事業者に対しては、事業継続に向けた必要な準備を行うよう要請する。</p> <p>④ 指定地方公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じて周知を行い、その他必要な対応策を検討し、措置を講じる。</p> <p>⑤ 市町村に対して、火葬場の火葬能力を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、準備を行うことを要請する。</p>	<p>(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>① 個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策（流行時の外出自粛、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒、定期的なインフルエンザワクチンの接種）について、改めて市民へ周知する。</p> <p>② 市内感染期には、社会・経済活動の低下や外出制限等が予測されることから、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人一人の協力を得られるよう、想定される事態や望まれる対応等について市民、事業者に徹底する。</p> <p>③ 新型インフルエンザ等の発生時に備えた事前の食料、生活必需品等の備蓄の推奨を広報紙等を通じて啓発する。</p> <p>④ 県からの要請を受け、火葬場の火葬能力を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。</p> <p>⑤ 新型インフルエンザ等対策物品及び要支援者へ配布する必需品等の確保を図る。</p>

### 3 市内未発生期

- ・ 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、本市では発生がない状態

#### 【目的】

市内発生に備えて体制の整備を行う。

県の主な対応【国内発生期】	新座市の主な対応
<p>(1) 実施体制</p> <p>① 政府対策本部が国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示したときは、直ちに県対策本部の会議を開催する。</p> <p>② 必要に応じて対策推進会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認する。</p> <p>③ 必要に応じて専門家会議を開催し、課題を検討し、県対策本部に意見を提出する。</p> <p>④ 必要に応じて地域別対策会議を開催し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。</p> <p>⑤ 県職員の配備体制は、必要な業務を行うため最小限の人員を配備する警戒体制とし、情報収集及び県内発生や緊急事態措置に備えた必要な対策等を実施する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>① 直ちに県対策本部会議を開催し、基本的対処方針に基づき県の対策等を決定し、推進する。</p> <p>② 必要に応じて対策推進会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認する。</p> <p>③ 必要に応じて専門家会議を開催し、課題を検討し、県対策本部に意見を提出する。</p> <p>④ 必要に応じて地域対策会議を開催し、地域における対策について協議する。</p> <p>⑤ 職員の配置基準は、新型インフルエンザ等に対応することとしている</p>	<p>(1) 実施体制</p> <p>国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は、必要に応じて新座市新型インフルエンザ等対策庁内調整会議を開催し、情報収集及び対応方針の確認を行うとともに、今後の市の対応策等について協議する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>国が特措法第32条第1項に定める緊急事態宣言を行った場合は、同法第34条に基づき市対策本部を設置する。</p>

県の主な対応【国内発生期】	新座市の主な対応
<p>全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>① 海外での発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。</p> <p>② 患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化し、県内での発生の早期把握に努める。</p> <p>③ 医療機関等に対して、患者の臨床情報を収集する。</p> <p>④ 国内の発生状況に関する情報を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。</p> <p>(3) 情報提供・共有</p> <p>① 必要に応じて知事コメント等により県民に対する注意喚起・情報提供を行う。</p> <p>② 国内外の発生状況と具体的な対策等の情報を速やかに提供する。</p> <p>③ 個人レベルでの感染対策や受診方法等を周知するほか、職場、学校、事業所等での感染対策についての情報も適切に提供する。</p> <p>④ 県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。</p> <p>⑤ 関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場</p>	<p>(2) 情報収集</p> <p>① 国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国・県を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>② 朝霞地区4市での連携を図り、広域的な取組を行う。</p> <p>③ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</p> <p>④ 市内での新型インフルエンザ等発生の早期把握に努める。</p> <p>(3) 情報提供・共有</p> <p>① 市民に対し、国内外での発生状況と具体的な対策等の情報を速やかに提供する。</p> <p>② 個人レベルでの感染対策や医療機関の受診方法等を周知するほか、職場、学校、事業所等での感染対策についての情報提供を行う。</p> <p>③ 国が配布するQ &amp; Aを参考に、適切な情報提供の実施ができるよう市の相談窓口等の体制の充実・強化を図る。</p>



県の主な対応【国内発生期】	新座市の主な対応
<p>の状況把握を行う。</p> <p>⑥ 引き続き、県民からの一般的な問合せに対応する相談窓口の体制を充実・強化する。</p> <p>⑦ 市町村に対し、国のQ &amp; Aを配布し、相談窓口の体制の充実・強化を要請する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がされた時は、必要に応じ、知事コメント等により県民に対する注意喚起・情報提供を行う。</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>① 国と連携し、患者への対応や濃厚接触者への対応などの準備を進める。</p> <p>② 業界団体等を経由し、又は直接住民、事業者等に対して、基本的な感染対策等を勧奨する。また、臨時休業等を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。</p> <p>③ 基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。</p> <p>④ 国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。</p> <p>⑤ 国が確保するワクチンを県内で円滑に流通する体制を構築するとともに、県の特定接種を実施する。</p> <p>⑥ 住民接種について、国が決定した接種順位、基本的な考え方等について、市町村等関係機関へ情報提供する。</p> <p>⑦ パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、市町村とともに、県民へ接種に関する情報提供を開始する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がさ</p>	<p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>県を区域として緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、市民に対する注意喚起・情報提供を行う。</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>① 国の基本的対処方針を踏まえて特定接種を実施する。</p> <p>② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て住民接種を開始する。</p> <p>③ 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>国の基本的対処方針及び県の対策に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 県が講じる以下の措置に対し、市はそれを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活の維持に必要な場合を</li> </ul>

県の主な対応【国内発生期】	新座市の主な対応
<p>れているときは、上記に加え以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。 ただし、医療機関への通院、食料の買出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は自粛要請の対象から除く。</li> <li>特措法第45条第2項及び第3項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請や指示を行う。 要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。 特措法45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</li> <li>特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。 特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。 特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回</li> </ul>	<p>除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限の要請を行う。</li> <li>学校、保育所等以外の施設については、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。</li> <li>公共交通機関については、施設制限対象とはしていないが、適切な運送を図るための対策の呼び掛けを行う。</li> </ul> <p>② 住民接種については、基本的方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p>

県の主な対応【国内発生期】	新座市の主な対応
<p>避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。</p> <p>特措法45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共機関については、特措法第45条の施設制限対象とはしていないが、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状がある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けを行う。</li> </ul> <p>(5) 医療</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 専用外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を海外発生期に引き続き継続する。</li> <li>② 引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出しする。</li> <li>③ 国と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所においてPCR検査等の確定検査を行う。</li> <li>④ 濃厚接触者等であって、十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。</li> <li>⑤ 引き続き、診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に対し、迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。</li> <li>⑥ 引き続き、抗インフルエンザウイルス薬や迅速検査キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正流通を指導する。</li> <li>⑦ 県内発生早期・感染拡大期に備え、引き続き医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。</li> <li>⑧ 県警察は、混乱による不測の事態</li> </ol>	

県の主な対応【国内発生期】	新座市の主な対応
<p>の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、医療機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保</p> <p>① 事業者に対し、職場における感染対策を開始するよう要請する。</p> <p>② 県民に対し、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記に加えて以下の対策を行う。</p> <p>① 登録事業者は、医療の提供並びに業務の継続的な実施に向けた取組を行う。</p> <p>② 電気事業者、ガス事業者及び水道事業者等は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態において、安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 運送事業者、電気通信事業者及び郵便事業者等は、それぞれの業務計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態において必要な措置を講ずる。</p> <p>④ 国と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において</p>	<p>(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>① 個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策について広報し、周知・徹底を図る。</p> <p>② 食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p>③ 新型インフルエンザの発生時に備えた事前の食料、生活必需品等の備蓄の推奨を広報紙等を通じて要請する。</p> <p>④ 新型インフルエンザ等対策物品を公共施設及び要支援者等へ配布する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>① 特措法第52条に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態において、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p>

県の主な対応【国内発生期】	新座市の主な対応
<p>て、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。</p> <p>⑤ 緊急の必要がある場合には、緊急物資の運送や医薬品又は医療機器の配送を要請する。</p> <p>⑥ 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、関係事業者団体等に対して要請する。</p> <p>⑦ 県警察は、犯罪情報の集約に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</p>	<p>② 特措法第59条に基づき、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</p> <p>必要に応じ、市民からの相談窓口・情報集窓口の充実を図る。</p>

## 4 市内発生早期

- ・ 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

### 【目的】

市内での感染拡大をできる限り抑える。

患者に適切な医療を提供する。

感染拡大に備え、体制を整備する。

県の主な対応【県内発生早期】	新座市の主な対応
<p>(1) 実施体制</p> <p>① 県内での発生が確認されたときは、政府対策本部と緊密な連携を図り、直ちに県対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策等を決定する。</p> <p>② 対策推進会議、専門家会議を随時開催するとともに、2次医療圏を単位として各地域別対策会議を適宜開催し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について協議する。</p> <p>③ 職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な県内発生早期の対策又は緊急事態措置を実施する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>緊急事態宣言がされているときは、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づく他の自治体による代行、応援等の措置の活用を行う。</p> <p>② 県対策本部は、政府及び市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することとし、市町村対策本部長からの要請があった場合には、必要があれば速やかに所要の総合調整を行う。また、状況によって</p>	<p>(1) 実施体制</p> <p>新座市新型インフルエンザ等対策庁内調整会議を開催し、市内発生早期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>① 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき新座市新型インフルエンザ等対策本部を直ちに設置する。</p> <p>② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づく他の自治体による代行、応援等の措置の活用を行う。</p> <p>③ 市対策本部は、県及び政府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。</p>

県の主な対応【県内発生早期】	新座市の主な対応
<p>は、県対策本部長から政府対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチン等について、国等を通じて必要な情報を収集する。</li> <li>② 国内発生期（県内未発生期）に引き続き、患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施し、県内での発生状況を迅速に把握する。</li> <li>③ 患者の臨床情報を収集する。</li> <li>④ 国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。</li> </ul> <p>(3) 情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 知事コメント等により、県民に対し、新型インフルエンザ等の流行に警戒を呼び掛ける。</li> <li>② 県内で新型インフルエンザ等患者が確認された場合には、国と連携を図りつつ記者発表を行う。</li> <li>③ 県民等に対して、国内外の発生状況と具体的な対策等をできる限り速やかに情報提供する。</li> <li>④ 県の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、感染対策についての情報を適切に提供する。</li> <li>⑤ 関係機関等との情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。</li> <li>⑥ 引き続き、相談窓口の体制を充実・強化するとともに、市町村に対し、相談窓口の継続を要請する。</li> </ul> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b>          本県を区域として緊急事態宣言</p>	<p>(2) 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国・県を通じて、国内外での発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性について、必要な情報を収集する。</li> <li>② 朝霞地区4市での連携を図り、広域的な取組を行う。</li> <li>③ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</li> </ul> <p>(3) 情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民一人一人が採るべき行動を理解しやすいよう、市の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。                  また、社会活動の状況についても、情報提供する。</li> <li>② 関係機関等との情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。</li> <li>③ 国及び県が発信する情報入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等</li> </ul>

県の主な対応【県内発生早期】	新座市の主な対応
<p>がされているときは、上記の対策に加え、必要に応じ、国内発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置を行う。</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>① 国と連携し、患者への対応や濃厚接触者への対応などの措置を行う。</p> <p>② 市町村、業界団体等を経由し、又は直接住民、事業所等に対して、基本的な感染対策等を勧奨し、職場における感染対策の徹底を要請する。また、臨時休業等を適切に行うよう学校、保育施設等の設置者に要請する。</p> <p>③ 基礎疾患を有する者が集まる施設（病院、高齢者施設等）や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、引き続き要請する。</p> <p>④ 引き続き、国が発する渡航者、入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。</p> <p>⑤ 国内発生期の対策を継続し、国の基本的対処方針を踏まえて、特定接種を進める。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b>          本県を区域として緊急事態宣言がさ</p>	<p>について情報提供する。</p> <p>④ 国が配布するQ &amp; Aを参考に、市の相談窓口で適切な情報提供を行い、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を図る。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b>          市内未発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置を行う。</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>① 国の基本的対処方針を踏まえて特定接種を実施する。</p> <p>② 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b>          国の基本的対処方針及び県の対策に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 市内未発生期において緊急事態宣言がなされている場合に講じることとされている措置</p> <p>② 住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種の実施</p>



県の主な対応【県内発生早期】	新座市の主な対応
<p>れているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、国内発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置を行う。</p> <p>(5) 医療</p> <p>① 引き続き、専用外来における診療、患者の入院措置等及び帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を実施する。</p> <p>② 専用外来の意義が低下した場合には、県の判断により、専用外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関で診療する体制に切り替えるとともに、感染症に基づく入院措置を中止する。なお、病原性が低いと判明する等により、専用外来の実施の必要性がなくなった場合には、国の判断を受け、新型インフルエンザ等専用外来及び帰国者・接触者相談センターを中止する。</p> <p>③ 引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出しする。</p> <p>④ 国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。また、患者数が増加した段階では、入院治療は重症者等に限定する。</p> <p>⑤ 必要と判断した場合に、衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。患者数が増加した段階及び病原性が低いと判明した場合は重症者等に限定する。</p> <p>⑥ 濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザ薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場</p>	<p>(5) 医療</p> <p>国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。</p>

県の主な対応【県内発生早期】	新座市の主な対応
<p>合には、感染症指定医療機関等に移送する。</p> <p>⑦ 引き続き、診療・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。</p> <p>⑧ 引き続き、抗インフルエンザウイルス薬や迅速キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正な流通を指導する。</p> <p>⑨ 県警察は、引き続き、医療機関等の周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関、医薬品等販売業者等は業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品等を確保するために必要な措置を講ずる。</li> </ul> <p>(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保</p> <p>① 事業者に対し、職場における感染対策を講じるよう要請する。</p> <p>② 県民に対し、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 特定接種の実施状況に応じ、登録事業者は事業の継続を行う。県は、国が必要に応じて行う対応策等について、周知する。</p>	<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>引き続き、市内未発生期の対策を実施する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>① 消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>② 物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするととも</p>

県の主な対応【県内発生早期】	新座市の主な対応
<p>② 電気事業者、ガス事業者及び水道事業者等は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態において安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 運送事業者、電気通信事業者及び郵便事業者等は、それぞれの業務計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態において必要な措置を講ずる。</p> <p>④ 国と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。</p> <p>⑤ 緊急の必要がある場合には、緊急物資の運送や医薬品又は医療機器の配送を要請する。</p> <p>⑥ 県の対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。</p> <p>⑦ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p> <p>⑧ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講じる。</p> <p>⑨ 国の要請を受け、市町村に対し、要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。</p> <p>⑩ 県警察は、犯罪情報の集約に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</p>	<p>に、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</p> <p>③ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p> <p>④ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講じる。</p> <p>⑤ 県の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要支援者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。</p>

## 5 市内感染拡大期

- ・ 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で、把握できなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

### 【目的】

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
- ・ 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

県の主な対応【県内感染拡大期】	新座市の主な対応
<p>(1) 実施体制</p> <p>① 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなったときは、府県対策本部と緊密な連携を図り、直ちに県対策本部会議を開催し、県内感染拡大期の対策等を決定する。</p> <p>② 対策推進会議、専門家会議を随時開催し協議するとともに、各保健所において地域別対策会議を適宜開催し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について協議する。</p> <p>③ 職員の配備体制は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な県内感染拡大期の対策又は緊急事態措置を実施する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>① 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。</p> <p>② 県対策本部は、府県対策本部及び市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進することとし、市町村対策本部長からの要請があった場合には、その要請</p>	<p>(1) 実施体制</p> <p>新座市新型インフルエンザ等対策庁内調整会議を継続し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>① 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき新座市新型インフルエンザ等対策本部を直ちに設置する。</p> <p>② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の自治体による代行、応援等の措置の活用を行う。</p> <p>③ 市対策本部は、県及び府県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。</p>

県の主な対応【県内感染拡大期】	新座市の主な対応
<p>の趣旨を尊重し、必要があれば速やかに所要の総合調整を行う。また、状況によっては、県対策本部長から政府対策本部長に対して、総合調整を行うよう要請する。</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>① 発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチン等について、国等を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>② 患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。ただし、重症者及び死亡者に限定して情報を収集する。また、集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。</p> <p>③ 国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。</p> <p>(3) 情報提供・共有</p> <p>① 知事コメント等により、県民に対し、新型インフルエンザ等が県内で急速にまん延するおそれがあるため、厳重な警戒を呼び掛ける。</p> <p>② 県民等に対して、国内外の発生状況と具体的な対策等をできる限り速やかに情報提供する。</p> <p>③ 県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、感染対策についての情報を適切に提供する。</p> <p>④ 関係機関等との情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。</p> <p>⑤ 引き続き、相談窓口を継続するとともに、市町村に対し、相談窓口の継続を要請する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b>          本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基</p>	<p>(2) 情報収集</p> <p>① 国内外での発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性について、必要な情報を収集する。</p> <p>② 朝霞地区4市での連携を図り、広域的な取組を行う。</p> <p>③ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</p> <p>(3) 情報提供・共有</p> <p>① 国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。</p> <p>② 学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。</p> <p>③ 関係機関等との情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。</p> <p>④ 国及び県が発信する情報入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や</p>

県の主な対応【県内感染拡大期】	新座市の主な対応
<p>づき、必要に応じ、国内発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置を行う。</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>① 市町村、業界団体等を経由し、又は直接住民、事業所等に対して、基本的な感染対策等を勧奨し、職場における感染対策の徹底を要請する。 必要に応じて、臨時休業等を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。また、公共交通機関等に対し、適切な感染対策を講ずるよう要請する。</p> <p>② 基礎疾患を有する者が集まる施設（病院、高齢者施設等）や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。</p> <p>③ 国と連携して、医療機関に対し、県内感染拡大期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その</p>	<p>今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。</p> <p>⑤ 県の要請に応じ、状況の変化に応じた国のQ &amp; Aの改訂版を参考に、相談窓口で適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を図る。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b> 国の基本的対処方針及び県の対策に基づき、必要に応じ、市内未発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置を行う。</p> <p>(4) 予防・まん延防止 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b> 国の基本的対処方針及び県の対策に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 市内未発生期において緊急事態宣言がなされている場合に講じることとされている措置</p> <p>② 住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p>

県の主な対応【県内感染拡大期】	新座市の主な対応
<p>期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。</p> <p>④ 県内感染拡大期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。</p> <p>⑤ 引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起・検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、国内発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置を行う。</p> <p>(5) 医療</p> <p>① 専用外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。</p> <p>② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</p> <p>③ 県内感染拡大期に至った段階で、衛生研究所におけるPCR検査は、県等が必要と判断した場合に実施する。検査のキャパシティから全ての検査が困難である場合には、公衆衛生検査上の観点から実施の優先順位を判断する。</p> <p>④ 医師が、在宅で療養する患者に対する電話による診療により処方箋を発行し、ファクシミリ等により薬局に送付することができることについて、国が示す対応方針を周知する。</p>	<p>新座市の主な対応</p> <p>(5) 医療</p> <p>国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>特措法第48条第2項の規定により、県が必要があると認めるときは、県と協議の上、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を行う。</p>

県の主な対応【県内感染拡大期】	新座市の主な対応
<p>⑤ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。</p> <p>⑥ 引き続き、診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。</p> <p>⑦ 県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬について、保健所や感染症指定医療機関等に対する予防投与用としての活用を中止する。</p> <p>⑧ 引き続き、抗インフルエンザ薬や迅速キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正な流通を指導する</p> <p>⑨ 患者の発生状況や市場における流通状況を踏まえ、必要な場合には、県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を市場に供給するとともに、抗インフルエンザウイルス薬については、国備蓄分の配分を要請する。</p> <p>⑩ 県警察は、引き続き、医療機関等の周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 医療機関等は、業務計画で定めるところにより、医療及び医薬品等を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>② 国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度で</p>	



県の主な対応【県内感染拡大期】	新座市の主な対応
<p>あるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</p> <p>(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保</p> <p>① 事業者に対し、職場における感染対策を講じるよう要請する。</p> <p>② 県民に対し、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。県は、国が必要に応じて行う法令の弾力運用その他必要な対応策等について、周知する。</p> <p>② 電気事業者、ガス事業者及び水道事業者等は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、新型コロナウイルス等緊急事態において安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 運送事業者、電気通信事業者及び郵便事業者等は、それぞれの業務計画で定めるところにより、新型コロナウイルス等緊急事態において必要な措置を講ずる。</p> <p>④ 国と連携し、事業者のサービス提</p>	<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>① 新型コロナウイルス等の流行が収まるまで、各世帯で食料品・生活必需品の備蓄状況を確認し、補充が必要な場合には、十分な感染防止策を講じた上でを行い、また、電気、ガス、水道等の消費節減に努めるよう、市民に要請する。</p> <p>② 新型コロナウイルス等の発生による混乱に乗じて起こることが予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発を図る。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>① 消毒、その他衛生上の措置等、新型コロナウイルス等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。</p> <p>② 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の</p>

県の主な対応【県内感染拡大期】	新座市の主な対応
<p>供水準に係る状況の把握に努め、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。</p> <p>⑤ 緊急の必要がある場合には、緊急物資の運送や医薬品又は医療機器の配送を要請する。</p> <p>⑥ 県の対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。</p> <p>⑦ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p> <p>⑧ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講じる。</p> <p>⑨ 国の要請を受け、市町村に対し、要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。</p> <p>⑩ 県警察は、犯罪情報の集約に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</p> <p>⑪ 国の要請を受け、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。</p> <p>⑫ 国の要請を受け、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。</p> <p>⑬ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手續の</p>	<p>価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</p> <p>③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国及び県と連携し、適切な措置を講じる。</p> <p>④ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p> <p>⑤ 県の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要支援者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。</p> <p>⑥ 県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。</p> <p>⑦ 県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。</p>

県の主な対応【県内感染拡大期】	新座市の主な対応
<p>特例を国が定めるため、県はこれを市町村へ周知する。</p> <p>⑭ 遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。</p> <p>⑮ 国が行う新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等、新型インフルエンザ等緊急事態に関する政府関係金融機関等の融資、金銭債務の支払猶予等、通貨及び金融の安定に関する措置を行ったときは、必要に応じ、その旨を周知する。</p>	

## 6 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状態

### 【目的】

市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

県の主な対応【小康期】	新座市の主な対応
<p>(1) 実施体制</p> <p>① 国が小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示したときは、直ちに県対策本部の会議を開催し、小康期の対策等を決定する。</p> <p>② 専門的事項や対策等について協議するとともに、各保健所において地域別対策会議、専門家会議を適宜開催し、地域の実情に応じた対策等について協議する。</p> <p>③ 政府対策本部が廃止された時は、速やかに県対策本部を廃止する。</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>① 新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国等を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>② 通常のサーベイランスを継続する。</p> <p>③ 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。</p> <p>(3) 情報提供・共有</p> <p>① 県民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。</p> <p>② 県民からの問合せや関係機関等からの情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。</p> <p>③ 関係機関等との情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での</p>	<p>(1) 実施体制</p> <p>① 国が特措法第32条第5項に定める新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行ったときは、同法第34条に基づく市対策本部は廃止する。</p> <p>② 政府対策本部及び県対策本部が継続されている間は、新座市新型インフルエンザ等対策本部又は庁内調整会議がその事務を引き継ぐ。</p> <p>(2) 情報収集</p> <p>① 国内外での発生状況について、情報収集を継続する。</p> <p>② 再流行の早期発見に努めるため、学校・保育所等での集団発生状況の把握を強化する。</p> <p>(3) 情報提供・共有</p> <p>① 流行の第二波に備え、市民、事業所等のほか、市内の外国人等に配慮した情報提供と注意喚起を行う。</p> <p>② 適宜、市内及び国内外の発生・対応状況について、情報提</p>

県の主な対応【小康期】	新座市の主な対応
<p>状況を把握する。</p> <p>④ 国の要請を受け、相談窓口を縮小するとともに、市町村に対し、相談窓口等の体制の縮小を要請する。</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>① 海外での発生状況を踏まえつつ、国が渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直した場合には、海外渡航者や入国者に対する情報提供を行う。</p> <p>② 学校等における臨時休業、集会・外出の自粛等の対策を行っていた場合、それらの中止について検討し、周知する。</p> <p>③ 事業者において縮小・中止していた業務がある場合、それらの再開について検討し、周知する。</p> <p>(5) 医療</p> <p>① 国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。</p> <p>② 国が、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成した場合は、医療機関に対し周知する。</p> <p>③ 流行の第二波に備え、必要に応じ、不足している医薬品その他の物資及び資材を確保するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>緊急事態宣言がされている場合は、必要に応じ、県内発生早期又は県内感染拡大期に講じた措置を適宜縮小・中止する。</p>	<p>供を行う。</p> <p>③ 関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有の体制を維持し、流行の第二波に備えて流行状況を把握する。</p> <p>④ 県の要請を受け、相談窓口体制を縮小する。</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>① 市内の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、周知するとともに、まん延防止対策を順次縮小する。</p> <p>② 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。</p>

県の主な対応【小康期】	新座市の主な対応
<p>(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保</p> <p>① 必要に応じ、引き続き、県民 に対し、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>① 県は、事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。</p> <p>② 指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。</p> <p>③ 国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。</p>	<p>(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>① 必要に応じ、引き続き市民 に対し、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p>② 要支援者の把握を引き続き行い、必要に応じて可能な支援に努める。</p> <p>③ 不足する新型インフルエンザ等対策物品の確保を行う。</p> <p><b>【緊急事態宣言時の措置】</b></p> <p>市は、国、県及び指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。</p>

# 參 考 資 料

## 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、準備しておく。

### 1 実施体制

国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内会議を開催し、対応方針について協議し、決定する。

### 2 情報収集

- (1) 鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。
- (2) 家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国・県等から情報を収集する。

### 3 情報提供・共有

- (1) 鳥インフルエンザに関する国内外の発生状況について、市民に情報提供を行う。
- (2) 市内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。
  - ・ 国又は県から海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染を認めたとの情報提供があった場合には、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、市民に積極的な情報提供を行う。

### 4 予防・まん延防止

- (1) 国が、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合行う、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を受け、市も情報提供及び注意喚起を行う。



- (2) 県が実施する疫学調査、感染防止策及び家きん等への防疫対策に対し、県から要請があった場合は、それに協力する。
- (3) 県が実施する疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬、感染防止の徹底等）等について、県から要請があった場合は、それに協力する。

## 5 医療

医療機関に対し県が実施する以下の措置に対し、県から要請があった場合は、それに協力する。

- ・ 感染が疑われる患者に対する適切な治療、入院その他の必要な措置
- ・ 患者の検体検査
- ・ 新たな亜型の鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知すること
- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知すること

## ※アイウエオ順

## \*1 緊急事態宣言 (P10)

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。\*1

## \*2 抗インフルエンザウイルス薬 (P5)

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## \*3 個人防護具 (P22)

エアロゾル、飛沫などの暴露及び偶発的な接種のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

## \*4 サーベイランス (P16)

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

## \*5 新型インフルエンザ (P1)

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

## \*6 新感染症 (P2)

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## \*7 新型インフルエンザ等専用外来 (P22)

政府行動計画では「帰国者・接触者外来」といい、埼玉県での呼称が「新型インフルエンザ等専用外来」。

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来である。

県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

## \*8 相談窓口 (P18)

県や市町村が、県民（市町村民）からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、県民（市町村民）に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等（特に市町村）広範な内容にも対応する。

## \*9 致命率 (P6)

流行期間中に、その疾病（ここでは新型インフルエンザ等）に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

## \*10 鳥インフルエンザ (P3)

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策を採らずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

**\*11 濃厚接触者 (P22)**

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

**\*12 パンデミック (P1)**

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

**\*13 パンデミックワクチン (P19)**

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

**\*14 病原性 (P2)**

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

**\*15 プレパンデミックワクチン (P19)**

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。

**\*16 リ患率 \*政府行動計画では「発病率」 (P6)**

流行期間中にその疾病に罹患した者の人口当たりの発生割合。発病率と同義。新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

**\*17 PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応) (P30)**

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。イン

フルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

## 【新型インフルエンザ等の基礎知識】

### 1 新型インフルエンザ等の概要

#### (1) インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）。

#### (2) 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。新型インフルエンザウイルスとは、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的に人に感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることができるようになり、さらに人から人へと効率よく感染するようになったものである。このウイルスが人に感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

#### (3) 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

#### (4) 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、家族内での感染が過去数例報告されている。

## (5) 季節性インフルエンザ

季節性インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、風邪よりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。我が国では例年12月～3月が流行シーズンである。

## (6) 新感染症

新感染症については、感染症法第6条第9項に規定される未知の感染症であり、感染力の強さ、感染経路は病原体ごとに異なると考えられる。新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある、特措法の対象になる。対策については、新型インフルエンザ対策の枠組みを参考にしながら行うと考えられる。

## 2 新型インフルエンザと季節性インフルエンザの違い

新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、季節性インフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人がり患することが想定されている。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も季節性インフルエンザよりも高くなる可能性がある。新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの違いについて、現段階で想定される違いを表1に示す。

表1 新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの違い

項目	新型インフルエンザ	季節性インフルエンザ
発病	急激	急激
症状（典型例）	未確定（発生後に確定）	38℃以上の発熱 咳、くしゃみ等の呼吸器症状 頭痛、関節痛、全身倦怠感等
潜伏期間	未確定（発生後に確定）	2～5日
人への感染性	強い	あり（風邪より強い）
発生状況	大流行性／パンデミック	流行性
致命率※	未確定（発生後に確定）	0.1%以下

※致命率＝一定期間における当該疾病による死亡者数／一定期間における当該疾病のり患者数×100

### 3 新型インフルエンザ等の感染経路

#### (1) 新型インフルエンザの感染経路

季節性インフルエンザの場合、主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザについては、必ずしも、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。基本的にはこの二つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられる。

また、ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

#### (2) 飛沫感染と接触感染について

##### ア 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

##### イ 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

#### (3) 新感染症の感染経路

新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、主に3つの感染経路が考えられ、新型インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染があるが、他に空気感染も考えられる。

##### (参考) 空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子(5ミクロン以下)である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。



## 4 新型インフルエンザ等予防の基本

### (1) 一般的な予防策

新型インフルエンザの感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものも多い。

有効と考えられる感染防止策としては、以下が挙げられる。

対策	概要
咳エチケット	<p>風邪などで咳やくしゃみがでる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。</li> <li>咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。</li> <li>咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。</li> </ul>
マスク着用	<p>患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則、使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。</li> <li>新型インフルエンザ発生時に使用する家庭用マスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。</li> <li>不織布製マスクには、製品の呼称として家庭用と医療用（サージカルマスク）に分類されるが、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用においては、家庭用と医療用はほぼ同様の効果があると考えられる。</li> <li>N95マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者等に対して勧められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。</li> </ul>
手洗い	<p>外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。</li> <li>手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。</li> </ul>

対策	概要
うがい	うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。
対人距離の保持	<p>感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。（通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり、2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。）</p> <p>患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じることが必要である。</p> <p>(方法) 感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。</p>
清掃・消毒	<p>感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。</li> <li>発症者の周辺や触れた場所、壁、床などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹼又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。</li> <li>消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。</li> </ul> <p>(次亜塩素酸ナトリウム) 次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02～0.1w/v% (200～1,000ppm) の溶液、例えば、塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。</p> <p>(イソプロパノール又は消毒用エタノール) 70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。</p>
その他	人込みや繁華街への外出自粛、空調管理（加湿器などの使用）、十分な休養、バランスの良い食事などが考えられる。

## (2) 医療関係者等の特殊な業務を行う者の個人防護具について

新型インフルエンザの感染防止策として、医療関係者等が使用する個人防護具は、手術用のラテックス製手袋、ゴーグル等がある。これらはいずれも、直接患者に接触する、又は患者の体液に触れるなど、主に医療現場で使用されるものであり、通常、家庭や一般の職場での使用は考えにくい。

### (3) 新型インフルエンザワクチン

新型インフルエンザの発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチンとして、プレパンデミックワクチン※1とパンデミックワクチン※2がある。

※1 新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

※2 新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

新座市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月策定

(最終改訂)

令和5年5月

新座市保健センター

新座市野火止2-9-37